

指定居宅介護支援事業所の概要

| | | | |
|----------------|--|-------|--------------------------|
| 事業所名 | 忍野村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 | 事業者番号 | 1971300460 |
| 所在地 | 〒401-0511 南都留郡忍野村 忍草1445-1 | 営業地域 | 忍野村・富士吉田市・ 山中湖村 |
| 管理者 | 渡邊 正子 | 従業者配置 | 介護支援専門員 1名以上 |
| 忍野村社会福 祉協議会 | 宮下 良仁 | | |
| 営業日 | 月曜日～金曜日 | 営業時間 | 午前8：30～午後5：15 時間外も対応可 |
| | 祝日、年末年始12月29～1月3日休 | | |
| 利用料 | 法定代理受領分：介護報酬の告示上の額とする 法定代理受領分以外：介護報酬の告示上の額とする その他の費用：別途運営規程に定めるとおり | | |
| 苦情受付 | 当事業所： 渡邊 正子 TEL0555(20)5020 山梨県国民健康保険団体連合会 TEL055(233)9201 保険者である市町村の介護保険担当窓口 | | |
| サービスの 内容 | 居宅要介護者等の指定居宅サービス等の適切な利用が可能となるよう、当該居宅要介護者等の依頼をうけて、心身の状況、おかれている環境、本人および家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成する。また、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う | | |
| 運営方針 | 1 介護支援専門員は、利用者の心理状況や、おかれている環境などを踏まえ、公正中立な立場で、可能な限り自宅での自立を支援する介護計画を作成するものとする 2 介護支援専門員は、自らが作成した介護計画において、サービスが適正に実施されているか定期的にチェックし、利用者の必要に応じ改正し、的確なサービスの提供に努める 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、医療機関、福祉施設等と連携を図り、利用者が総合的なサービスを受けられるように努める 4 利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者又は家族に対する説明・記録の整備、その他の必要な措置を講ずるものとする | | |